

議員提出議案

▼ 川越市議会会議規則の一部を改正する規則

— 原案可決 —

今回の改正は、議員の政治倫理に関する条例の制定について協議するため新たな協議の場として議員倫理条例策定会議を設けようとする事等に伴い、規則の一部を改正しようとするものです。

議員倫理条例策定会議

12月18日、会議が開催され、正副委員長の互選を行いました。委員の構成は次のとおりです。

- 委員長 大泉 一夫
- 副委員長 川口 知子
- 委員 江田 肇
- 委員 小野澤康弘
- 委員 矢部 節
- 委員 川口 啓介
- 委員 牛窪多喜男
- 委員 片野 広隆
- 委員 山木 綾子
- 委員 吉田 光雄

決議第4号 海沼秀幸議員に対する問責決議

決議第5号 樋口直喜議員に対する問責決議

決議第6号 小高浩行議員に対する問責決議

平成30年9月14日、本市女性職員（以下、女性職員）より川越市議会に対し、当時男性市議会議員（以下、元議員）からセクシャルハラスメントを含むハラスメント行為を受けたとの申し入れとともに、報道陣に対して1回目の記者会見が行われ報道された。

また、10月18日には女性職員と代理人弁護士による2回目の記者会見が行われ、元議員宅で開催された宴席での会話を録音した音声データが公表されたことに伴い、多くの新聞やテレビ番組で再び報道されることとなった。

川越市議会としては、女性職員からの申し入れを受け、客観的な立場から元議員によるハラスメント行為の事実確認と議会ならびに議会事務局の職場環境の改善に向けた提言をいただくための外部委員3名による第三者委員会を立ち上げ、調査を依頼した。

平成30年11月29日、川越市議会第5回定例会の本会議散会后、議場において全議員出席の下第三者委員会の調査報告を受けた。

調査報告によると、元議員によるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント行為5件が推認もしくは該当するとされる中で、元議員の自宅で開催された宴席に同席していた海沼秀幸議員、樋口直喜議員、小高浩行議員の発言もセクシャルハラスメントに認定された。

海沼秀幸議員、樋口直喜議員、小高浩行議員が行っ

平成30年12月21日、海沼秀幸議員、樋口直喜議員、小高浩行議員に対する決議をそれぞれ可決しました。

3件に関わる決議の主な内容は次のとおりです。

たハラスメント行為は、被害を訴えた女性職員の尊厳をおとしめ、心を深く傷つけたことはもとより、一連のハラスメント問題が度々報道される過程で、川越市民の名誉と川越市ならびに川越市議会の信用と信頼を大きく失墜させた。

海沼秀幸議員、樋口直喜議員は自身のセクシャルハラスメントを認め謝罪したが、いまだに市民と議会への説明を行わないことは公人としての資質を欠いていると言わざるを得ない。

小高浩行議員は、第三者委員会の指摘を受けた後、自身の見解を表明するなど議会に対して十分な説明をしていない。公人として、自身に関する問題について説明責任を果たすことは当然に求められることである。

川越市議会は、今回の事態を重く受け止め第三者委員会から提言された職場改善に真摯に取り組んでいくとともに、女性職員にハラスメント行為を行った海沼秀幸議員、樋口直喜議員、女性職員にハラスメント行為を行ったと指摘された小高浩行議員に対し、猛省を求めるとともに、川越市民に対して公人としての責任を果たすことを求める。

(注) 決議は各議員に提出されておりますが、まとめたものを掲載しております。

議会のミニ知識

Q 決議とは

A 議会の意思を市や市民など対外的に表明するために行うものです。



決議の内容については、インターネット録画放送（川越市議会ホームページから）または今定例会の会議録（2月下旬頃から、川越市議会ホームページまたは図書館等で）よりご覧いただけます。